

新型コロナウイルス感染症 市職員感染時等対応マニュアルの概要

◆ 所属等への報告

	該当職員	所属長	所属部長
(1) 感染症が疑われる発熱等を発症した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・所属長に様式1により報告 ・休暇を取得し、医療機関を受診 ・保健所からPCR検査を受けるよう要請があった場合所属長に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属内における体調不良職員の有無を確認 ・該当職員及び所属内の職員の状況について所属部長及び人事課長に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当職員及び所属内の職員の状況について健康福祉部長に報告
(2) 感染者となった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・所属長に様式1により報告 ・出勤可能と判断されるまで病気休暇(有給)取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当職員から報告内容について外部公表について同意を得る(個人情報報は非公表) ・所属内における体調不良職員の有無を確認 ・該当職員及び所属内の職員の状況について所属部長及び人事課長に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当職員及び所属内の職員の状況について健康福祉部長に報告
(3) 濃厚接触者(保健所からの指示により外出自粛要請を受けた者や健康観察の対象とされた者)とされた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・所属長に様式1により報告 ・職務専念義務免除対象となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属内における体調不良職員の有無を確認 ・該当職員及び所属内の職員の状況について所属部長及び人事課長に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当職員及び所属内の職員の状況について健康福祉部長に報告

【感染を疑う場合とは】

- ・「風邪のような症状」や「37.5度以上の発熱」(解熱剤を飲み続けなければならない時を含む)があり、症状が4日以上(高齢・基礎疾患がある・妊婦は2日以上)続いている場合
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

【濃厚接触者とは】(令和2年4月21日 厚生労働省定義)

- ・感染した人が発症する2日前から1メートル程度の距離でマスク及び手指消毒をせずに15分以上会話した人
- ・感染者の同居人
- ・十分な感染防止策を取らないまま患者の看護や介護をしていた人

◆ 尾張旭市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催

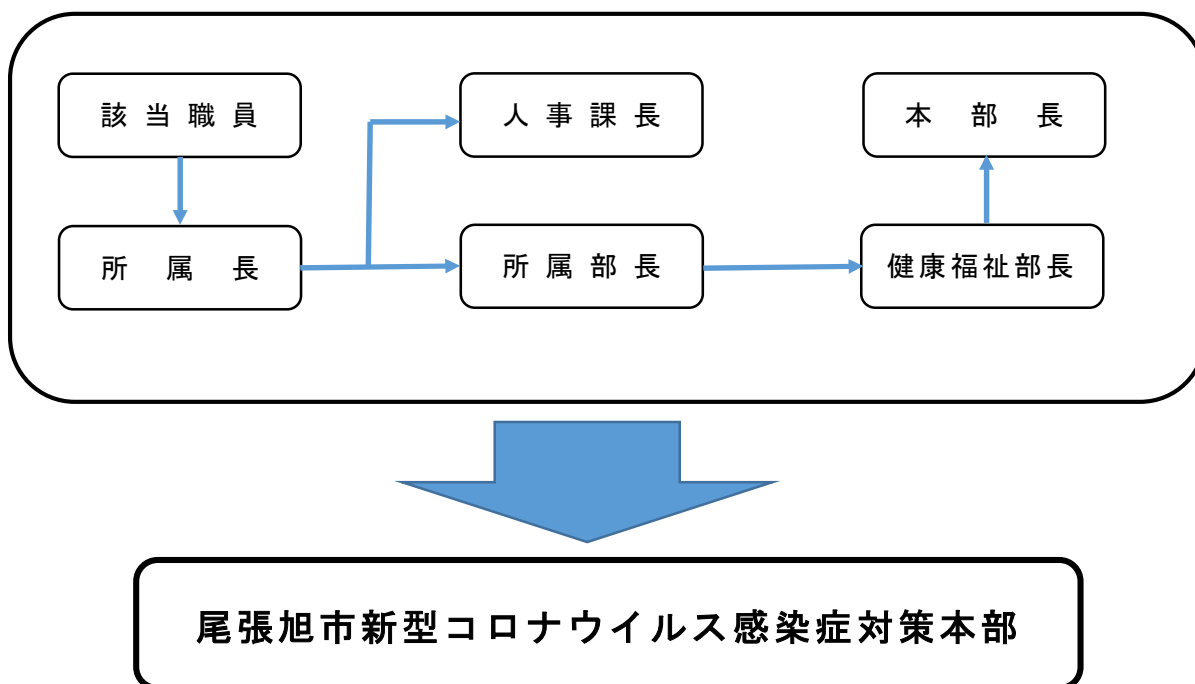
上記の(1)のうちPCR検査を受けるよう要請があったもの、(2)、(3)の報告を受けた健康福祉部長は、尾張旭市新型コロナウイルス感染症対策本部の本部長に報告のうえ、対策本部を開催し、職員の所属、行動履歴などに基づき、市として対応すべき内容を決定する。

方針を確認する基本的な項目は次表のとおりであるが、その他、市として対応すべき内容について、必要に応じて対策本部を開催し決定する。

▽対策本部で確認する基本的な項目

No.	項 目	方針決定のポイント等
1	愛知県等関係機関との連携	・保健所の指導内容等を確認。
2	自宅待機の指示	・濃厚接触者として特定される可能性がある者。期間は概ね2週間。
3	庁舎の閉鎖・業務の停止	・全庁を閉鎖するとともに、業務を停止する。 ・窓口手続き等終了次第、庁舎内にいる市民等を退去させる。
4	消毒作業の実施	・該当職員の所属、行動歴等から重点的に消毒を行うエリアを特定する。 ・職員で消毒作業を実施
5	市民等への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・該当職員のプライバシー保護 ・記者会見開催の可否 ・市ホームページ等での掲載 ・専用の問い合わせ窓口の設置の可否
6	市議会への情報提供	
7	報道機関への情報提供	
8	問い合わせ窓口の設置	
9	業務継続計画の確認	・優先業務の確認、応援体制（他部署や業務経験者によるバックアップ）の確保等
10	庁舎の閉鎖解除・業務の再開	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒終了後、施設の使用開始 ・応援体制等が整い、業務可能な部署から業務開始

【尾張旭市新型コロナウイルス感染症対策本部開催までの流れ】（開庁時）



※ 閉庁時の連絡体制は、別に定める。